

入院時食事療養費の見直しについて

【改正内容】

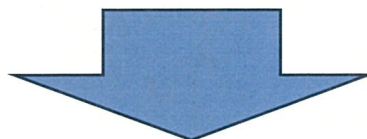
令和7年4月1日から食事療養費が改定されます。物価高騰に伴う改定です。

ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

令和7年3月31日まで 【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

所得区分			標準負担額
現役並み所得者 および 課税世帯			490円（注）
非課税世帯	低所得Ⅱ（区分Ⅱ）	過去12ヵ月の入院日数が90日まで	230円
		過去12ヵ月の入院日数が91日目から	180円
	低所得Ⅰ（区分Ⅰ）		110円

（注）指定難病の方等は280円です。



令和7年4月1日から 【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

所得区分			標準負担額
現役並み所得者 および 課税世帯			510円（注）
非課税世帯	低所得Ⅱ（区分Ⅱ）	過去12ヵ月の入院日数が90日まで	240円
		過去12ヵ月の入院日数が91日目から	190円
	低所得Ⅰ（区分Ⅰ）		110円

（注）指定難病の方等は300円です。